別記第10号様式（第13条第2項関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

多古町良質米保持事業補助金交付決定取消通知書

　　　　　　様

多古町長

　　　　年　　月　　日付け多古町指令第　　号により交付を決定した多古町良質米保持事業補助金について、多古町良質米保持事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　円

2　取消額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

3　取消後の交付決定額　　　　　　　　　　　　　円

4　取消の理由

注

1. この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内

に町長に異議申し立てをすることができます。

2　この決定の取消を求める訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に多古町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この決定の日から1年を経過すると、この決定の取消を求める訴えを提起することができなくなります。